

## 大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における支援活動に関する協定第4条第1項第1号に基づき、公共土木施設に関する被害情報の提供に関して、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙が所有する「GPS携帯による災害情報共有システム」（以下「GPS携帯システム」という。）の活用により、甲の管理する公共土木施設における被害状況の把握を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

### （情報提供）

第2条 乙に所属する会員は、甲の管理する公共土木施設に災害が発生又は発生の恐れがある状況を確認したときは、電話等の方法により、速やかに甲に報告するとともに、GPS携帯システムによる情報提供を行うものとする。

### （費用の負担）

第3条 前条の情報提供に要した経費については、乙が負担するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

### （協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年9月15日

甲 高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県  
知事

尾崎正道

乙 高知市本町4丁目2-15  
社団法人高知県建設業協会  
会長

三谷一彦